

雇用トラブルガード

(雇用慣行賠償責任保険)

「ごめんなさい」では済まされない
不当行為に備えて、
雇用の安心をプラス

従業員からの損害賠償請求リスクに備える

雇用慣行賠償責任保険



終身雇用制度の崩壊に見られるように、雇用形態が変わりつつある現在、不当解雇やパワハラ・セクハラ・マタハラ等、各種ハラスメントを理由とする従業員からの損害賠償請求のリスクは増えています。

そこで、「雇用トラブルガード(雇用慣行賠償責任保険)」による備えをおすすめいたします。

「雇用トラブルガード(雇用慣行賠償責任保険)」では、「配置・昇進等の差別」「不当解雇等」「不当な雇用慣行等」「ハラスメント※」により、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害(賠償保険金および争訟費用等)に対して保険金をお支払いします。

つきましては、是非ともこの機会にご加入をご検討くださいますよう、お願い申し上げます。



保険金をお支払いする雇用に関する不当行為(具体事例)

ハラスメント※

不当解雇等

配置・昇進等の差別

雇用契約に関する違反行為

不当な内定取消

不当に昇進させない行為

不当な雇用条件の変更
(賃金・手当て・配置等の変更)

従業員に関する照会を受けた場合に、その従業員について適切な回答をしない行為

雇用に関するプライバシーの侵害

雇用に関する名誉毀損

雇用に関して不当に精神的な苦痛を与える行為

など



※パワーハラスメント、セクシャルハラスメントおよび妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントをいいます。

特徴

- 雇用慣行賠償責任保険の被保険者(保険の補償を受けられる方)は、下記のとおりです。
 - ▷会社(記名被保険者)
 - ▷会社の役員(非常勤役員を含みます。)および従業員(非常勤従業員、臨時社員、契約社員、派遣社員を含みます。)
- 保険期間は1年間となります。
- 保険の適用範囲は日本国内に限ります。

お支払いする保険金※1

保険金の種類	お支払方法
①損害賠償金	損害賠償請求権者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
②争訟費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
③訴訟対応費用	1事故および保険期間中につき1,000万円を限度にお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合は、支払限度額1,000万円から支払保険金の額を控除した残額が、その事故が発生した時以降の保険期間に対する支払限度額となります。
④コンサルティング費用	1事故および保険期間中につき500万円を限度にお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合は、支払限度額500万円から支払保険金の額を控除した残額が、その事故が発生した時以降の保険期間に対する支払限度額となります。

※1 被保険者が被る損害に限ります。

※2 訴訟を受けた裁判の判決で、雇用慣行賠償責任保険で保険金をお支払いする不当行為ではないとされた場合でも、保険金としてお支払いします。

(注1) ①の保険金には判決による支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。

(注2) 他の保険契約などから保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求※1
- その行為が法令に違反することまたは他人に損害を与えることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- 初年度契約の保険始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- 身体障害に対する損害賠償請求※2
- 財物の損壊、紛失、または盗難に対する損害賠償請求
- 地震、噴火、洪水、津波に起因する損害賠償請求 など

※1 刑に処せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑に処せられなかった行為を含みます。

(例:わいせつ物頒布、強制わいせつ、傷害、暴行、脅迫、強要、名誉棄損、侮辱 など)

※2 例えばハラスメントによりうつ病となった場合、発生した治療費、休業損害、慰謝料、逸失利益等の損害賠償請求に対して保険金をお支払いすることはできません。

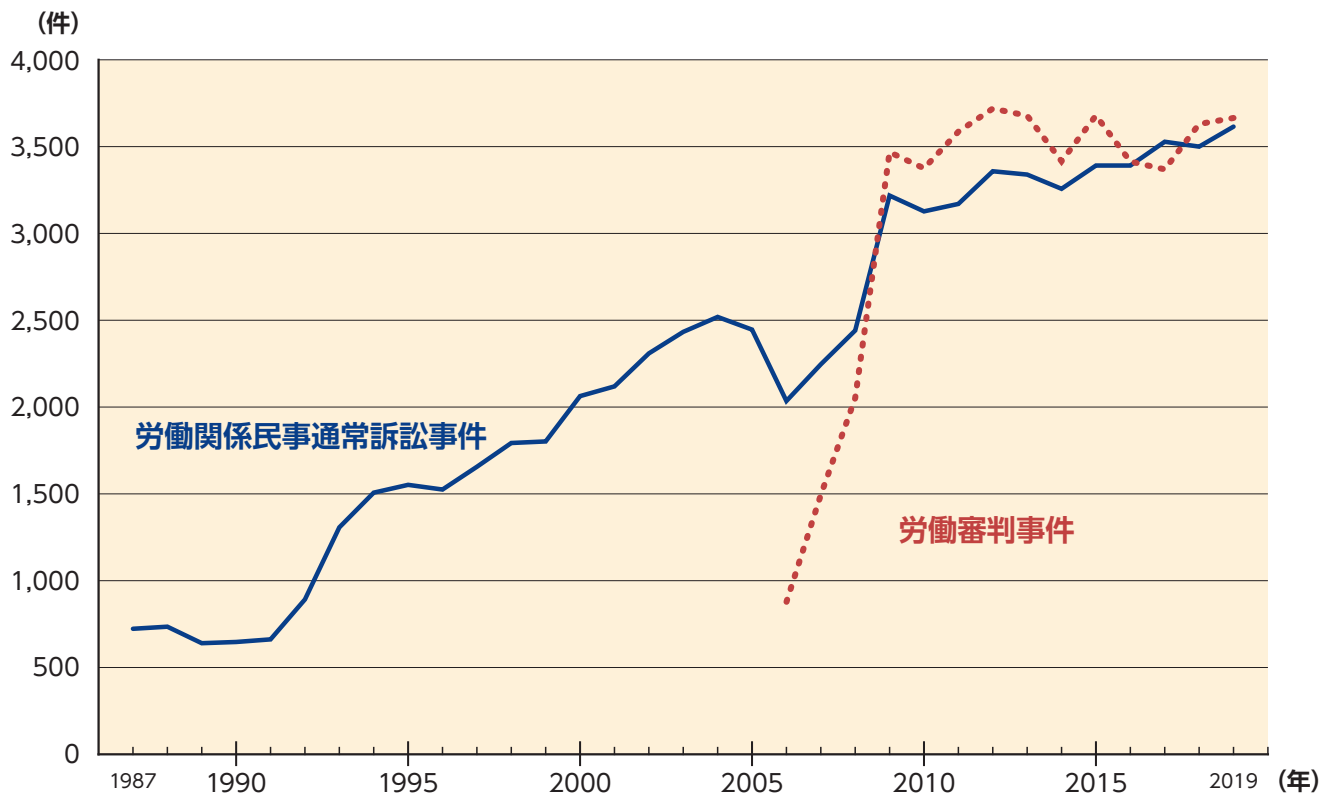
詳細は保険約款をご参照ください。

雇用に関する統計データ

資料
1

労働関係の訴訟は、年々増加傾向にあります!

労働関係民事通常訴訟事件と労働審判事件(新受件数 地方裁判所)



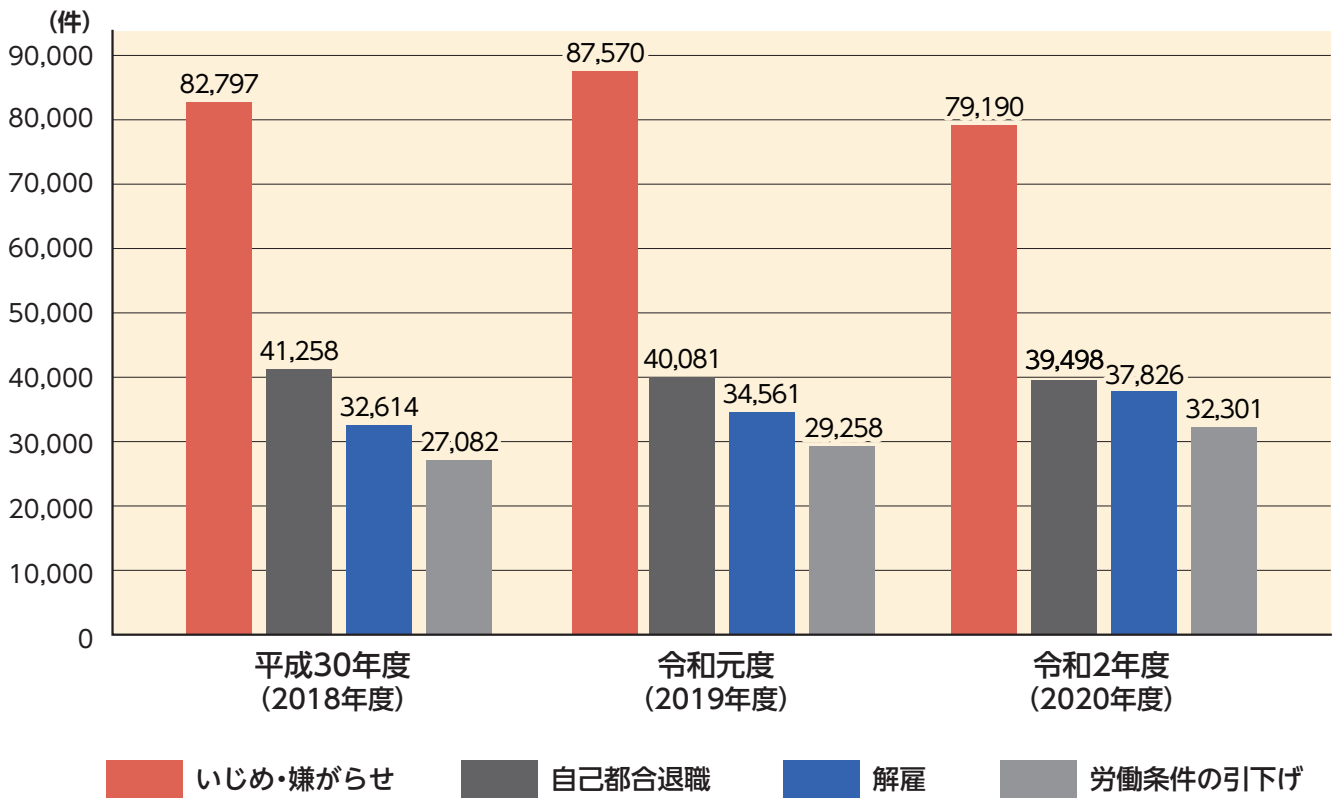
出典: 独立行政法人 労働政策研究所・研修機構 HP

資料
2

最近は特にセクハラ・パワハラ、不当な解雇を理由に従業員が会社を訴えて訴訟に発展するケースが増えています！

厚生労働省に寄せられた労働相談のうち、民事上の個別労働紛争の相談内容では、「いじめ・嫌がらせ」がトップ。続いて「自己都合退職」、「解雇」の順となっています。

民事上の個別労働紛争に係る相談件数



出典：厚生労働省「令和2年度個別労働紛争解決制度の施行状況」

雇用に関する訴訟事例

事例
1

セクハラ 上司からの執拗な交際または退職の選択強要

女性社員Aが上司Bと飲食を共にしたところ、上司Bが女性社員Aに交際を申し入れ、これを断ると、解雇をちらつかせてさらに交際を迫った。

女性社員Aはその後も執拗に交際と退職の二者択一を迫られたことから、退職の意思表示をしたが、会社は女性社員Aの主張を嘘と判断して解雇を通告したため、本件解雇を無効であるとして、上司Bのセクハラによる慰謝料を請求した。

これに対して大阪地裁は、会社および上司Bに30万円の支払いを命じた。

事例
2

パワハラ 長期間による嫌がらせと退職強要

従業員Cは経営者から、「クビ」、「馬鹿かお前は」など長期間にわたり罵倒、叱責を受けた。

この他、経理書類の改ざん指示や個人的な雑用を強要、「代わりはいくらでもいる」と退職勧奨をされるなどした。

従業員Cは、経営者による一連のパワハラ行為につき、損害賠償を請求した。

これに対して東京地裁は、経営者に慰謝料および弁護士費用110万円の支払いを命じた。

事例
3

不当解雇 雇用契約に関する違反行為

従業員Dは脳内出血で倒れて以降、病気休職に入っていたが、3年間の休職期間満了前に復職の意思表示をしたにもかかわらず、会社は従業員Dには言語障害等の後遺症があるため就労可能な業務がないとして休職期間満了をもって退職扱いとした。

従業員Dは、この退職扱いを就業規則、労働協約等に違反し無効であるとして、従業員としての地位確認並びに未払い賃金等の支払いを求めて訴訟を起こした。

これに対して大阪地裁は、退職扱いを無効とする判決を下した。

事例
4

マタハラ 妊娠を理由に降格

副主任の地位にある女性社員Eが妊娠を理由に降格させられたとして、無効とする訴訟を起こした。

これに対して最高裁では、男女雇用機会均等法第9条第3に違反するとして無効とし、企業に175万円の支払いを命じた。

事例
5

マタハラ 妊娠中に不当解雇

従業員の同意がないまま、妊娠中に不当に退職させられたとして、会社を相手に賠償責任請求をした。

東京地裁は退職を無効とし、未払賃金を含めた250万円の支払いを命じる判決を下した。



業種ごとの保険料例

契約条件	直近の従業員数	役員・正規社員 100名	非正規社員 10名	保険期間	1年間
	縮小支払割合	100%	自己負担額	なし	保険料払込方法

業種	支払限度額	保険料(例)
小売業、飲食業	1,000万円の場合	84,660円
	5,000万円の場合	207,980円
製造業	1,000万円の場合	85,850円
	5,000万円の場合	210,900円
建設業	1,000万円の場合	85,280円
	5,000万円の場合	209,500円
運輸業	1,000万円の場合	77,980円
	5,000万円の場合	191,560円

(注)上記の保険料例は、あくまでも一例です。『雇用慣行賠償責任保険ご質問書兼告知書』にご回答いただいた内容に応じた保険料に適用される割増引により、上記の保険料と異なる場合があります。

ご契約にあたって

共栄火災所定の『雇用慣行賠償責任保険ご質問書兼告知書』をご記入いただき、質問書の記載内容に基づいて保険料をご案内申し上げます。

ご注意ください

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。
- 取扱代理店は共栄火災との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結して有効に成立したご契約については、共栄火災と直接契約されたものとなります。
- ご契約の際には保険契約申込書等の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- ご契約者には、保険契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険契約申込書に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
- ご契約者には、保険契約の締結後に、告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理店または共栄火災営業店にご通知ください。ご通知がないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険契約申込書に☆印が付された項目がご通知いただく事項(通知事項)となりますので、ご注意ください。
- 賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。
- ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をご覧ください。

商品内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情、各種お手続き、保険料のお見積りは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

もしも事故が起こったら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077

通話料
無料

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先